

奈良工業高等専門学校の特催又は後援の名義使用の取扱いについて

平成28年10月6日
校長 裁定

奈良工業高等専門学校(以下「本校」という。)の特催又は後援の名義使用に係る申請に対しては、以下のとおり取り扱うものとする。

第1条 行事の特催者は、次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 国立大学法人、独立行政法人又は国立研究開発法人
- (3) 教育に関する公益法人その他これに準ずるもの
- (4) 特定非営利活動法人
- (5) 報道機関
- (6) 公共的団体その他これに準ずるもの
- (7) その他校長が適当と認める団体

第2条 行事の事業内容は、次の各号のいずれかの要件を充たすものであること。

- (1) 特催の名義使用
 - ① 事業内容が教育・研究・社会貢献面で優れた企画を持ち、成果の普及並びに本校の事業の紹介又は振興に寄与するもの。
 - ② その他特催名義を使用することが適当と校長が認めるもの。
- (2) 後援の名義使用
 - ① 事業内容が広く教育・研究・社会貢献の成果の普及に関するものであり、本校の事業の紹介等に寄与するもの。
 - ② その他後援名義を使用することが適当と校長が認めるもの。

第3条 申請にあたっては、次の各号に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 特催・後援名義使用申請書(別紙様式1)及び事業の目的、内容、日程等を明らかにする書類、資料
- (2) 事業の収支予算を明らかにする書類
- (3) 事業者が第1条第7号に該当する場合は、会則・定款等特催者の設置を明らかにする書類及び役員・事業関係者等の名簿

第4条 共催名義及び後援名義の使用を認める場合には、予め以下の条件を付するものとする。

- (1) 申請内容に変更が生じた場合は、直ちに届け出ること。
- (2) 事業終了後は速やかに報告書を提出すること。
- (3) 事業に要する経費は、主催者が負担すること。
- (4) 開催要項・ポスター・チラシ・パンフレット等を作成する際は、本校の共催又は後援を得た事業であることを明記すること。
- (5) その他名義の使用に際し、本校の指示に従うこと。

第5条 校長は、申請内容を確認し、第2条に定める要件及び第4条に定める条件に該当すると認められる場合に限り、名義使用許可書(別紙様式2)により許可するものとする。

2 建物使用、物品の貸与等の許可については、別に定める規程による。

第6条 共催名義及び後援名義の使用に関する事務は、総務課にて行う。

第7条 この取扱に定めるもののほか、共催及び後援の名義使用に関し必要な事項は、適宜追記するものとする。

附 則

この取扱は、平成28年10月6日から施行する。

別紙様式1

別紙様式2

(別紙様式1)

共催・後援名義使用申請書

平成 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
奈良工業高等専門学校長 殿

申請者
住所
氏名 印

このことについて、下記により貴校の(共催・後援)名義使用を申請します。
なお、名義使用に際し、遵守事項を遵守いたします。

記

1. 事業の名称 :
2. 主催者 :
3. 趣旨 :
4. 開催日時 :
5. 会場 :
6. 対象・人数 :
7. 遵守事項 :
 - (1) 申請内容に変更が生じた場合は、直ちに届け出ること。
 - (2) 事業終了後は速やかに報告書及び収支決算書を提出すること。
 - (3) 事業に要する経費は、主催者が負担すること。
 - (4) 開催要項・ポスター・チラシ・パンフレット等を作成する際は、本校の共催又は後援を得た事業であることを明記すること。
 - (5) その他名義の使用に際し、本校の指示に従うこと。

(別紙様式2)

平成 年 月 日

様

独立行政法人国立高等専門学校機構
奈良工業高等専門学校長
○ ○ ○ ○

共催・後援名義使用の承認について

貴_____より、平成 年 月 日付でご依頼頂きました事業の共催・後援名義使用について申請のとおり承認致します。

記

事業の名称 :

開催日時 :

留意事項 : (条件等あれば)